

事業報告書
(自 令和7年 5月 1日 至 令和8年 4月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 大雄会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県西宮市名次町 5 番 24 号
- (3) 設立認可年月日 令和 4 年 12 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 令和 5 年 1 月 13 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	大井クリニック	2810925608	兵庫県西宮市名次町 5 番 24 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 25 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年度事業計画及び収支予算の決定

様式11-2

法人名 医療法人社団 大雄会
所在地 兵庫県西宮市名次町5番24号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資 産 額 92,241 千円
2. 負 債 額 60,343 千円
純 資 産 額 31,898 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	79,458
B 固 定 資 産	12,783
C 資 産 合 計 (A + B)	92,241
D 負 債 合 計	60,343
E 純 資 産 (C - D)	31,898

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 大雄会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県西宮市名次町5番24号

貸借対照表
(令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	79,458	I 流 動 負 債	23,053
II 固 定 資 産	12,783	II 固 定 負 債	37,290
1 有 形 固 定 資 産	7,775	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	2,733	負 債 合 計	60,343
3 そ の 他 の 資 産	2,275	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	15,500
		II 積 立 金	16,398
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	31,898
資 産 合 計	92,241	負債・純資産合計	92,241

(注) 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

診療所のみを運営する
法人用

法人名 医療法人社団 大雄会
所在地 兵庫県西宮市名次町5番24号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	257,775
2 事業費用	242,062
本来業務事業利益	15,713
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	15,713
II 事業外収益	545
III 事業外費用	44
経常利益	16,214
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	16,214
法人税等	2,875
当期純利益	13,339

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 大雄会
理事長 大井 雄紀 様

私は、医療法人社団 大雄会の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年6月30日

医療法人社団 大雄会

監 事 月永 洋介